

河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.6 維持管理 4.6.2 河川管理施設
点 検 項 目	河川管理施設
1. 施策の概要	
<p>堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理を行うことにより、洪水・高潮等による災害の発生の防止や復旧を図る。</p>	
<p><b>1)堤防・護岸</b> 施設が、常に十分な機能を発揮できるよう、日常の調査、巡視・点検を行い損傷の程度や河川の状態、周辺の状況等に応じて順次、補修する。さらに、災害時の復旧活動や巡視活動を円滑に行うため、管理用通路を確保する。</p>	
<p><b>2)既設ダム</b> ダムの機能を維持するため、日常点検を行い必要な維持修繕を継続して実施する。また、計画的に維持補修・更新を実施することにより、維持管理費の縮減も目指す。</p>	
<p><b>3)その他の河川管理施設</b> 施設の機能を維持するため、日常の保守点検により機能保全に努めるが、老朽化施設については各施設のライフサイクルコストの縮減を念頭に、計画的な補修・補強・更新等により施設の機能保全を図る。 また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、住民・住民団体（NPO等）と連携して保存し、後世に伝承する。 なお、河川管理施設の操作については、操作の安全性を図るため適切な点検整備・操作訓練を実施する。また、操作の迅速化や安全性の向上及びコスト縮減のため、遠隔監視等ができるよう情報通信施設を備えた集中管理センターの整備を行う。</p>	
<p><b>&lt;観点と指標&gt;</b></p>	
<p>「河川管理施設」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【<b>観点</b>】を取り上げ、それぞれに【<b>指標</b>】を設定し実施した。</p> <p><b>【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況</b>  <b>[指標]堤防・ダム・護岸の健康診断内容・補修箇所数</b>  <b>[指標]ダム機能の維持内容・堆砂量</b></p>	

2. 進捗状況

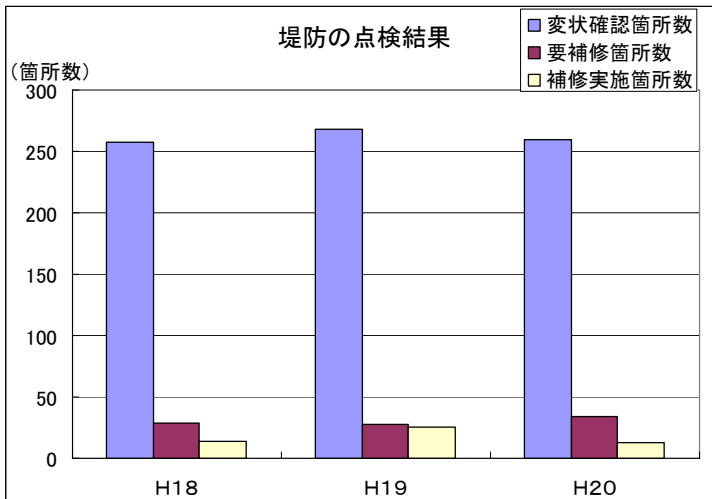
3. 点検結果

【観点】堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理の実施状況

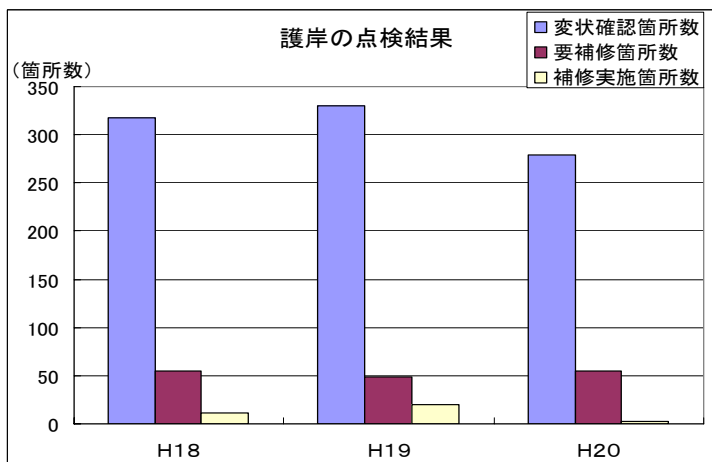
【指標】堤防・ダム・護岸の健康診断内容・補修箇所数

点検・巡視により変状確認箇所数と補修実施箇所数を以下に示す。

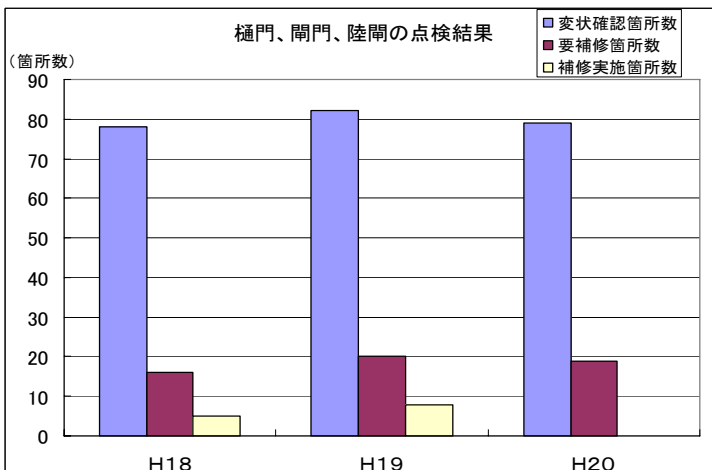
①堤防の点検結果



②護岸の点検結果



③樋門、閘門、陸閘の点検結果



河川維持管理計画案が作成されており、それに基づき日常の維持管理が試行的に実施されている。

重要水防箇所、車上巡視時に異常を認めた箇所、被災履歴がある箇所など必要が認められる箇所は徒歩による巡視を行っている。

河川管理施設については出水期前、出水時、出水後に点検が確実に行われている。その際に発見された変状については、累積した増加傾向は見られない。

特に樋門・水門については、樋門操作員（淀川水系で138名）により定期的な点検を実施している。

軽微な変状とは、堤防の踏み荒らし、樋門等のゲート塗装の割れなどであり、経過観測の後定期的な補修などに対応することとしている。

軽微な変状については、必要に応じて応急的な対策や経過観測の措置が採られ、また、補修があるものについても、補修が必要な程度の大きな損傷が進行していないか河川巡視時に変状箇所を確認しており、緊急性のあるものから補修をしているため、全てが補修済みとはなっていない。

堤防の変状を早期に発見する為に、年2～3回の除草を実施している。

各事務所においては、沿川住民の方に河川愛護モニター（淀川水系で17名）を嘱託し、河川に何らかの異常が認められた場合に通報していただける体制をつくり、巡視等だけでなく、河川利用者からも広く情報収集ができるようにしている。

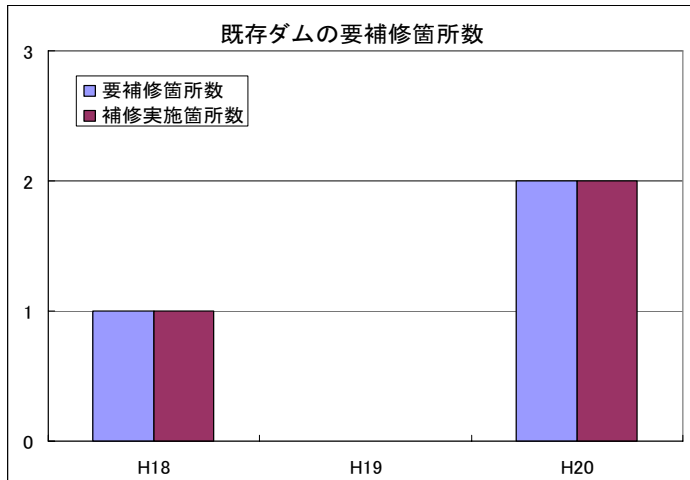
引き続き、日常の河川巡視や点検において継続的な監視を行い、治水上の影響が出るおそれがあると判断された箇所については補修を実施し適正な維持管理に努めます。

2. 進捗状況

3. 点検結果

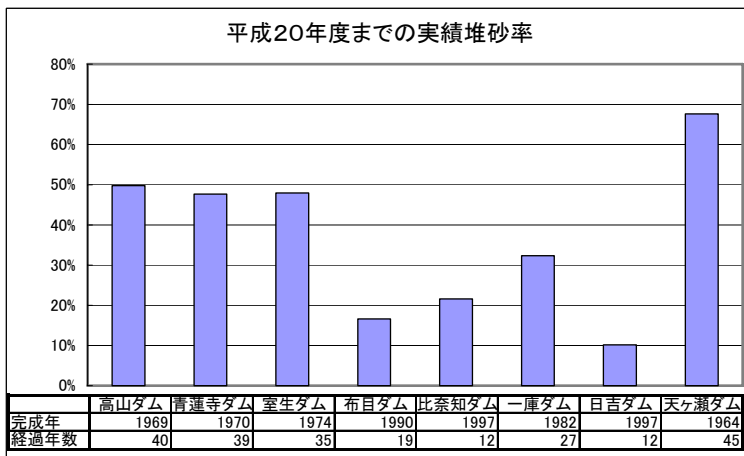
④ダムの点検結果

ダムについては、全て対応している。



[指標] ダム機能の維持内容・堆砂量

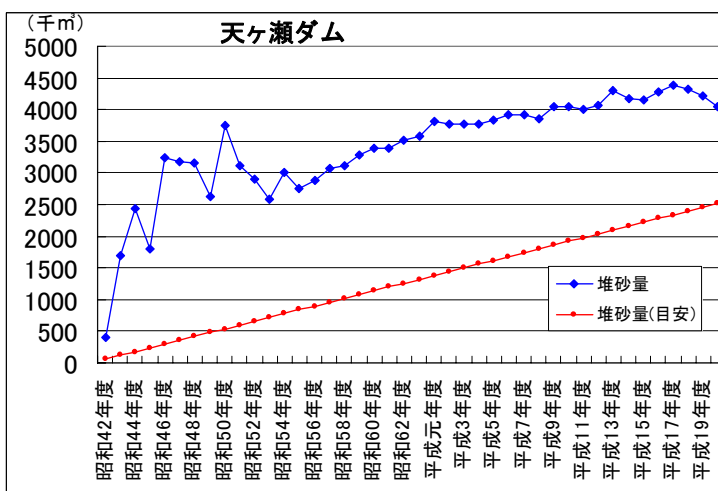
堆砂量の実績値と計画値の関係について以下に示す。



高山ダム、青蓮寺ダムでは、堆砂率が約50%となり、堆砂が進行している。

布目ダム、室生ダムでは副ダムや水質保全ダムに堆積した土砂の掘削をおこなっている。

木津川上流ダム群については、アセットマネジメントの検討により、より効率的な堆砂処理を行い、ダムの延命に努める。



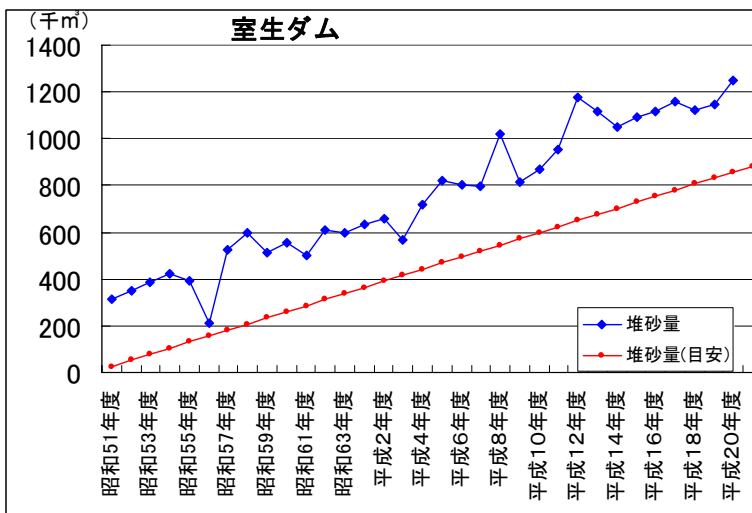
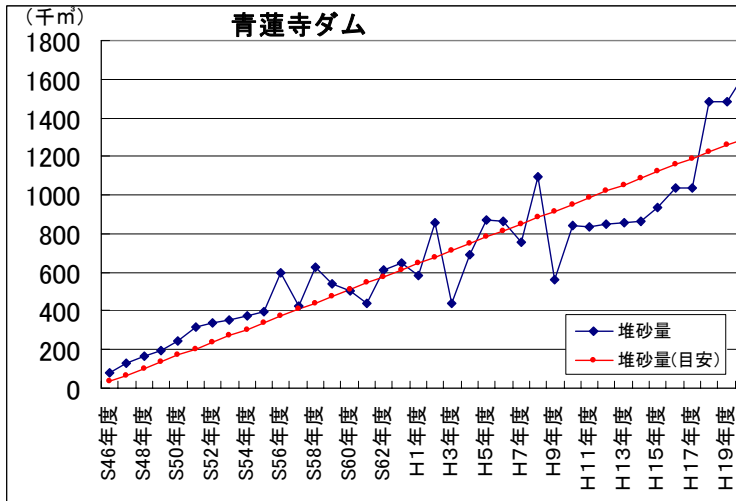
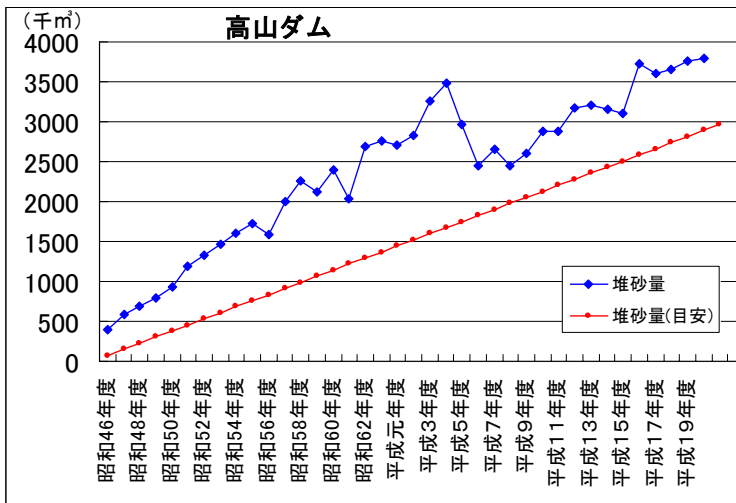
天ヶ瀬ダムでは、平成19年度末で堆砂率が50%以上となり、堆砂が進行している。建設後10年程度で堆砂が大きく進んだものの、近年約20年間は比較的堆砂量の増加傾向が小さい。

堆砂量については、今後も継続的に監視を行う。

また、ダム機能の維持のため排砂の検討を行っていく。

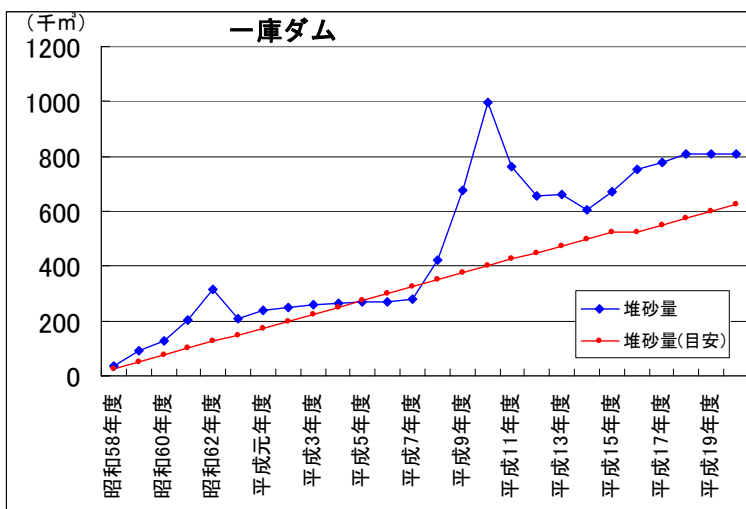
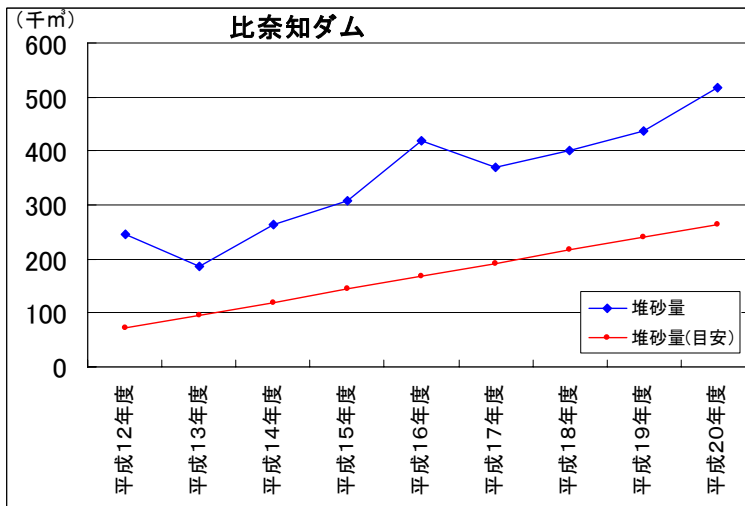
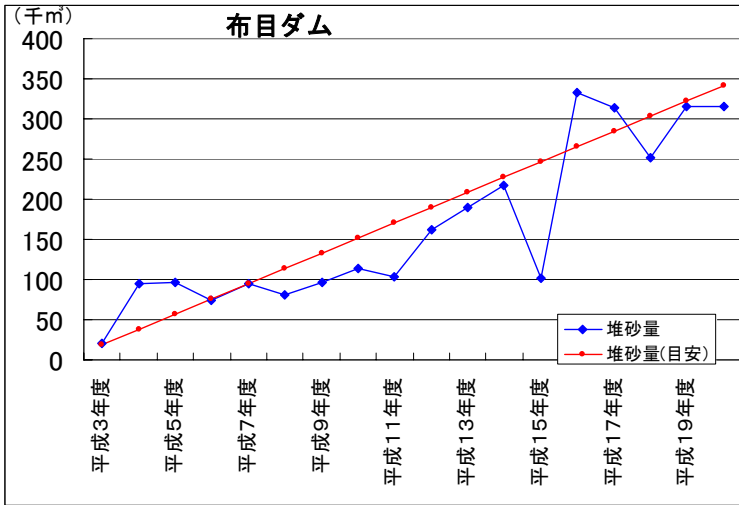
2. 進捗状況

3. 点検結果



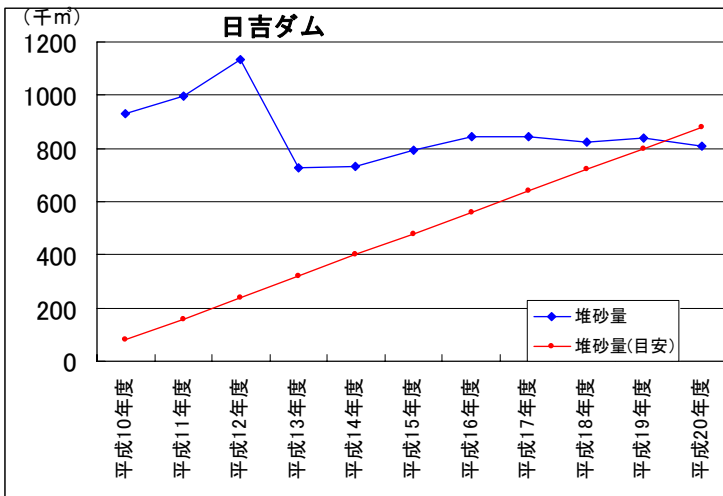
2. 進捗状況

3. 点検結果



2. 進捗状況

3. 点検結果



河川整備計画の 該当箇所	4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.6.維持管理 4.6.3.許可工作物(橋梁、水文等)
点 検 項 目	許可工作物
<b>1. 施策の概要</b>	
<p>許可工作物については、河川管理施設に準じた点検整備及び対策を行うよう施設管理者を指導する。</p> <p>堤防を横断する水門等は、堤防と同等の機能を有している必要があり、河川を横断する橋梁・取水堰等は、洪水時の流水に対して支障とならないよう適正な維持管理が常に必要である。</p> <p>1) 利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。</p> <p>2) 施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。</p> <p>3) 洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。</p>	
<p><b>&lt;観点と指標&gt;</b></p>	
<p>「許可工作物」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p><b>【観点】許可工作物の点検整備及び対策について施設管理者への指導状況</b> <b>【指標】点検、修繕内容・実施数</b></p>	

2. 進捗状況

3. 点検結果

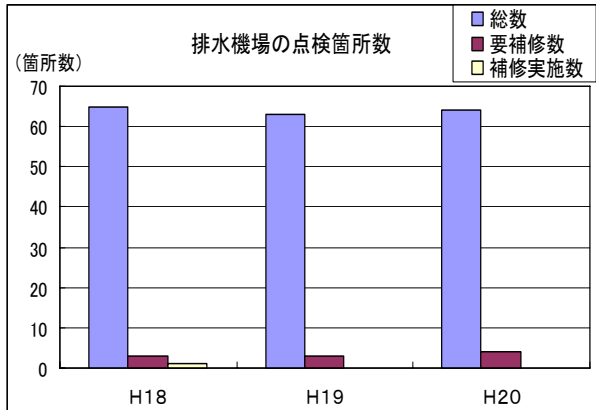
【観点】許可工作物の点検整備及び対策について施設管理者への指導状況

【指標】点検、修繕内容・実施数

各許可工作物の重要な許可工作物については、施設管理者立会のもと毎年出水期前に点検を実施している。

点検結果を以下に示す。

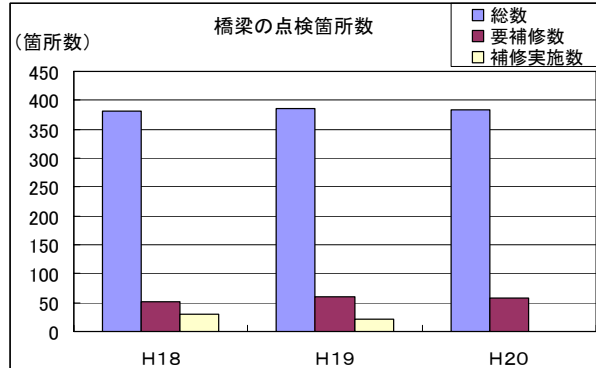
①排水機場の点検箇所数



※揚水機場を含む

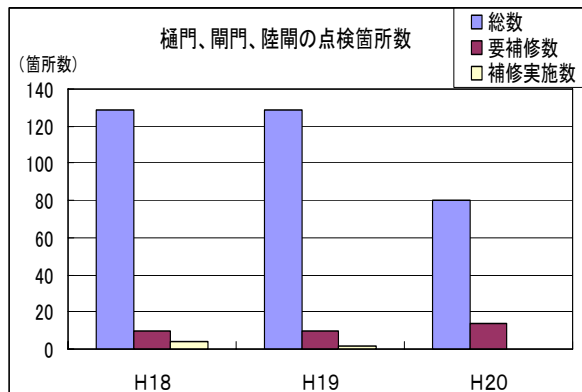
※平成 20 年度の補修実施数については確認中

②橋梁の点検箇所数



※平成 20 年度の補修実施数については確認中

③樋門、閘門、陸閘の点検箇所数



※平成 20 年度の補修実施数については確認中

月 1 ～ 2 回の通常点検と年 2 回の大がかりな点検を行っている。

軽微なものを除いては、機能を維持する必要な補修は行われている。

軽微な変状とは、コンクリート構造物のヘアクラック、樋門等のゲート塗装の割れなどであり、経過観測の後定期的な補修などで対応することとしている。

今後も適切な指導を続けていく。



<p>河川整備計画の 該当箇所</p>	<p>4.河川整備の方針と具体的な整備内容 4.6.維持管理 4.6.4.河川区域等の管理</p>
<p>点 検 項 目</p>	<p>河川区域等の管理</p>
<p>1. 施策の概要</p>	
<p><b>1)河道内樹木の管理</b> 洪水の流下を阻害するなど河川管理上支障となる河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画（案）に基づき、計画的に伐採を実施する。 なお、実施にあたっては、住民・住民団体（NPO等）、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して、伐採の方法や時期等を決定する。</p> <p><b>2)河道内堆積土砂等の管理</b> 河道内堆積土砂の除去については、定期的及び大きな洪水後に河床変動状況や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断する。実施にあたっては、住民・住民団体（NPO等）、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。 淀川本川において、概ね枚方より下流のうち、航路を確保する必要があるところについては浚渫を実施する。なおその際、砂利採取規制計画に定める範囲内において、砂利採取を認める。</p> <p><b>3)河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策</b> 「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。</p>	
<p>&lt;観点と指標&gt;</p>	
<p>「河川区域等の管理」に関する進捗状況の点検については、以下に示す【観点】を取り上げ、それぞれに【指標】を設定し実施した。</p> <p><b>【観点】河川区域等の管理状況</b></p> <p>    【指標】河道の樹木の伐採内容・伐採面積</p> <p>    【指標】堆積土砂の除去内容・掘削量</p> <p>    【指標】ゴミの不法投棄の状況及び内容・処理量</p>	

2. 進捗状況

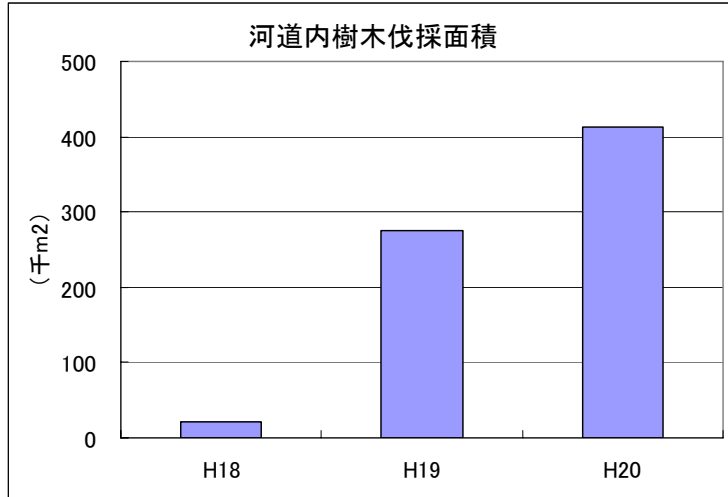
3. 点検結果

【観点】河川区域等の管理状況

【指標】河道内樹木の伐採内容・伐採面積

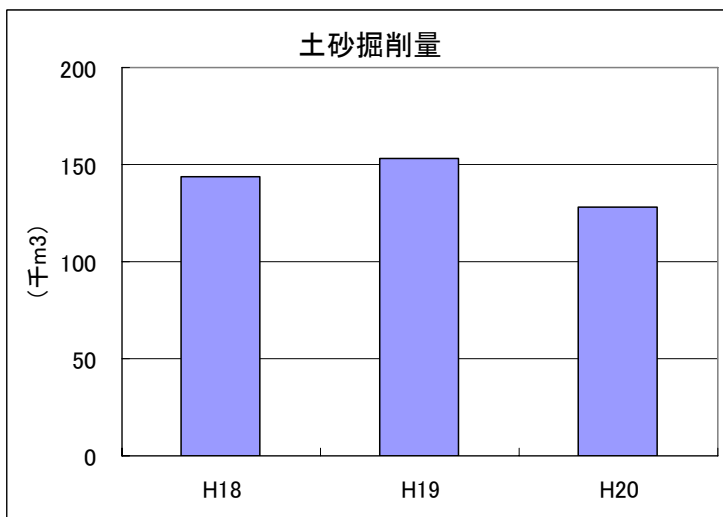
河道内樹木の面積は年々増加傾向にあり、例えば淀川河川事務所管内の樹林化した箇所は、300万㎡にのぼる。(航空写真判読(平成21年4月)による。)

河道内樹木の伐採面積を以下に示す。



【指標】堆積土砂の除去内容・掘削量

河道内の堆積土砂の除去(砂利採取を含む)状況について以下に示す。



河道内樹木の伐採は年々増加傾向にある。懸案箇所については、改修事業と併せて計画的に実施し、水害や河川利用者への危険性の高い箇所や管理上支障になる箇所については巡視などにより確認され次第、維持作業等により対応をしている。

今後も、巡視等により河道内の樹木の状況を確認し計画的に適切な伐採を行っていく。

河道内の堆積土砂は砂利採取も活用しながら毎年着実に進められている。

懸案箇所については、改修事業と併せて計画的に実施し、樋門操作の支障になる箇所や砂州が付き始めている箇所などについては巡視などにより確認され次第、維持作業等により対応をしている。

今後も、巡視や定期縦横断測量の結果などを考慮しながら河川管理の支障となる土砂を除去していく。

2. 進捗状況

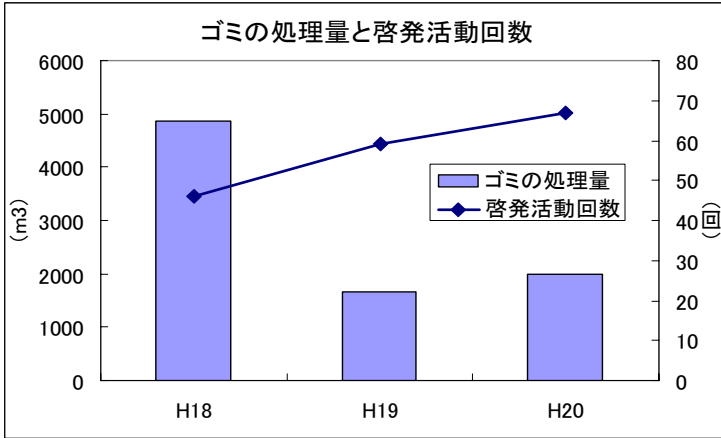
3. 点検結果

[指標] ゴミの不法投棄の状況及び処分内容・処理量

河川管理として処理したゴミの処理量と地域への啓発活動（美化活動含む）の回数について以下に示す。

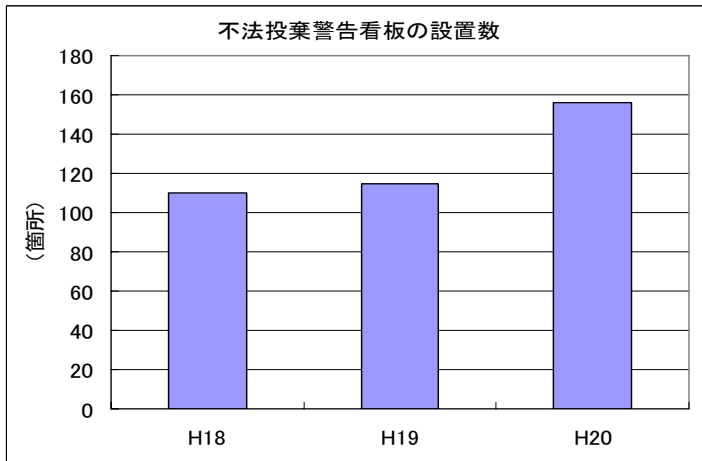
河川区域内へのゴミの投棄対策については、啓発活動の増加、警告看板設置、空間監視用 CCTV の増設を進めている。

ただし、ゴミの処理は明確な減少傾向にはなく、今後も引き続き、ゴミの不法投棄対策を進めていく。



点検項目「多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承」の [指標] 河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止状況と重複掲載

次に不法投棄を警告するための看板設置箇所数（更新を含む）について以下に示す。



不法投棄の抑止効果にもつながる空間監視用 CCTV の設置台数について以下に示す。

